

**福祉活動推進協力校事業実施要綱
&助成金申請マニュアル**

『2018 年度版』

五島市社会福祉協議会

(目 次)

○実施要綱 1

○福祉活動推進協力校とは? 3

○申請の流れ、報告の流れ 4

○助成についての注意事項 5

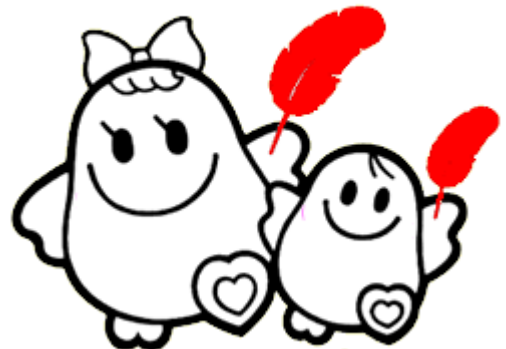
～ 活動のピックアップ ～

○『花作りに関する事業』での申請 6

(そ の 他)

○支出科目の一覧 10

愛ちゃん と 希望くん



五島市社会福祉協議会福祉活動推進協力校事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、今後の地域福祉の担い手となる小・中・高等学校の児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るため、福祉活動推進協力校（以下「協力校」という。）を指定し、社会福祉に関する諸事業を通じて、相互扶助の精神の育成や共同募金活動への理解を深めるとともに、児童・生徒を通じてこれを家庭及び地域に普及させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業及び活動内容)

第3条 協力校は、学校及び地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、児童・生徒及び地域住民に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等の開催又は参加
- (2) 地域の高齢者や障がい児・者への訪問、また、交流を目的とした学校行事への招待
- (3) 社会福祉施設への訪問、見学、ボランティア活動等
- (4) 児童・生徒が行う清掃作業、美化活動等
- (5) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (6) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

(審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は協力校を指定し、助成の決定については審査委員会に審査を依頼し決定する。

- 2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。
- 3 本事業による協力校指定期間は、1年間とする。ただし必要に応じて次年度以降も協力校に指定することができる。

(助成等)

第5条 本会会長は、協力校に対して別表の区分により助成金を交付するものとする。但し、協力校全校の申請額の合計が助成金の財源を上回った場合においては減額になる場合もある。

- 2 助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱の定めるところによるものとする。
- 3 申請者は、助成事業等が完了したとき又は当該年度終了後、20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 本会会長は、協力校の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材（フィルム・ビデオ等）貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。

5 助成を受けた場合、その事業が赤い羽根共同募金の配分を受けた事業であることを実施可能な方法で周知に努める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。


この要綱は、平成23年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正する。



別表

区 分 (児童生徒数)	金 額
10人未満	15,000円以内
10人以上50人未満	20,000円以内
50人以上100人未満	25,000円以内
100人以上200人未満	35,000円以内
200人以上300人未満	40,000円以内
300人以上	50,000円以内



福祉活動推進協力校とは？

五島市内の小学校・中学校・高校に対して、五島市社会福祉協議会の会長が指定を行います。各学校において社会福祉に関する学習や体験・ボランティア活動に取り組むことで関心や理解を深め、思いやりの心を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域への啓発を図っていくことを目的としています。



指定を受けると出来る事は？

福祉活動推進協力校の指定を受けることで、赤い羽根共同募金の配分金を財源とした『福祉活動推進協力校事業助成金』へ申請を行うことができます。

また、学校で行う福祉学習・体験活動等への支援や情報提供なども行います。



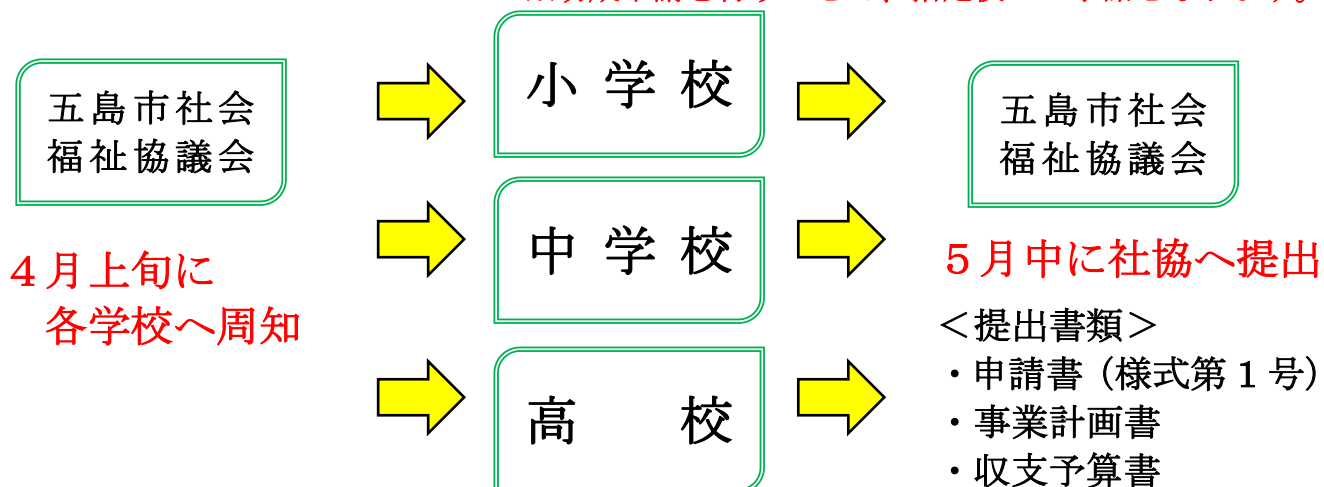
指定を受けない場合は？

助成金の申請をすることが協力校指定への承諾となりますので、申請しないことが“指定を受けない”という意思表示となります。

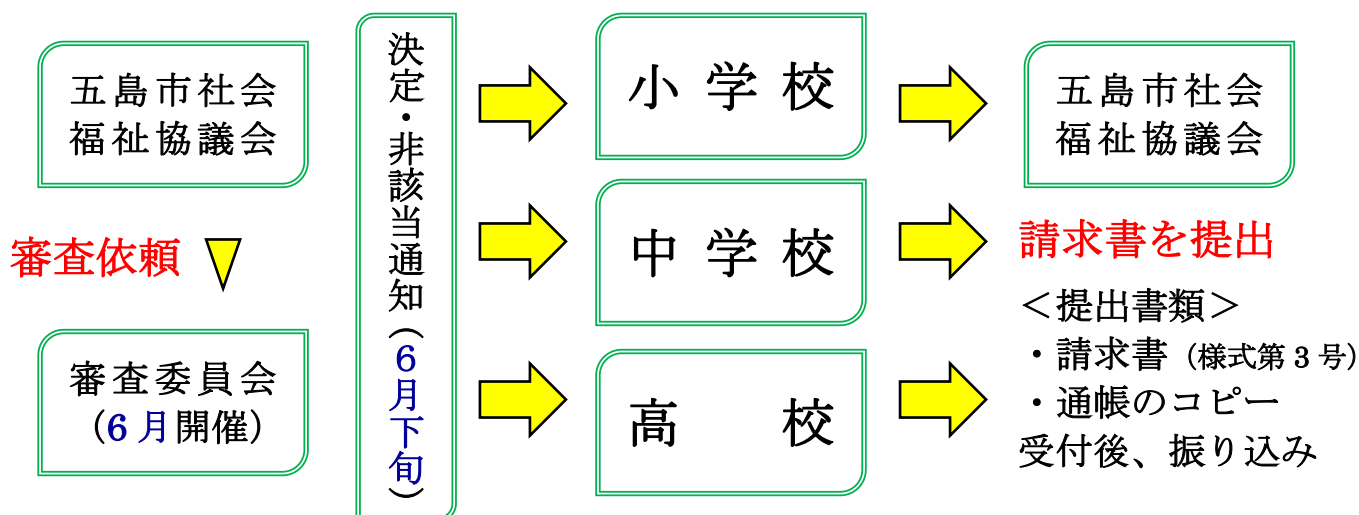
助成金は必要なく、協力校の指定だけ受けたい場合にはその旨ご連絡ください。

指定から申請までの流れ

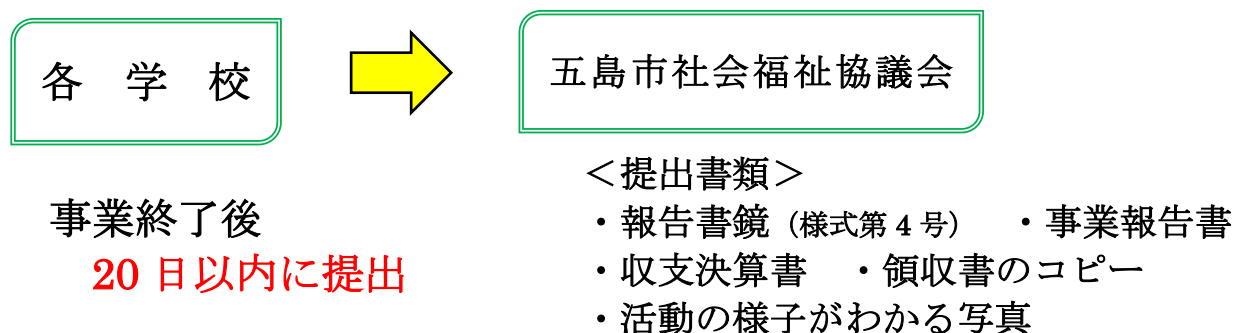
※助成申請を行うことで、指定校への承諾となります。



助成決定・振込までの流れ



実績報告の流れ





助成についての注意事項です

- 平成 30 年度より要綱及び申請・報告の様式が変わっております。基準額等も変更になっておりますのでご確認をお願いします。
- 要綱は毎年ご確認をお願いします。
- 助成が決定した事業において、内容の変更を行い実施することはできませんのでご注意ください。(全額返納となります。)
- 支出に係る証拠書類として、必ず領収書をもらうようにしてください。実績報告にも必要となります。領収書の額と決算額に差がある場合には、差額を返納していただきます。
- ご不明な点は必ずご確認の上、申請を行ってください。

花作りに関しての
変更があります。
※次ページからが説明です。



※ご不明な点は直接お尋ねください

<花作りに関する事業>

プランターや鉢などで、児童・生徒自身が花を育て、交流事業の際や施設訪問の際のプレゼントとしてお渡しするなど、地域との交流目的で行う花作りに対してご活用ください。

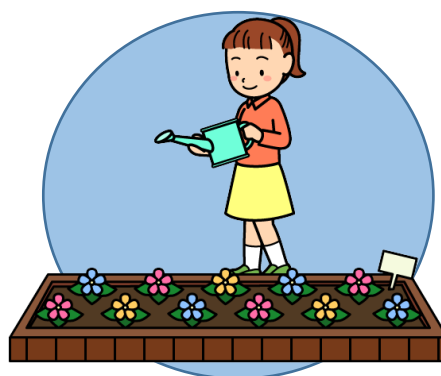


助成金の対象外となる事業



校務の方や先生が行うもの

児童・生徒の皆さんが直接関わり実施する活動のみ対象となります。



花壇整備で終わってしまうもの

助成金の有効活用の観点から、花壇整備のみが目的の活動は対象となりません。

<申請に必要な書類>

- ①申請書鏡文書（様式第1号） 1部
- ②事業計画書・収支予算書（別紙1・別紙2） 各1部

<実績報告に必要な書類> ※事業終了後20日以内

- ①実績報告書鏡文書（様式第4号） 1部
- ②事業報告書・収支決算書（別紙1・別紙2） 各1部
- ③領収書のコピー及び活動の様子がわかる写真

(別紙1)

(記入例)

平成30年度 福祉活動推進協力校事業計画書

学 校 名	五島小学校	学 校 長	福祉太郎
住 所	〒853-0000 長崎県五島市〇〇町1-1 電話：0959-00-0000 FAX：0959-00-0000		
全校生徒数	32名(男16名・女16名)	担当教諭名	介護 花子
活 動 主 体 (該当に○)	○全校児童生徒 ・ 生徒会 (名) ・ その他 ()		
実 施 事 業 内 容			
<p>(指定校年間活動) 本年度に実施する福祉関連活動・事業をお書き下さい。(簡条書きで)</p> <ul style="list-style-type: none">・入学式、運動会、学習発表会、卒業式等学校行事へ地域の方などを招待し交流。・校区内美化清掃活動 ・老人会との交流(昔遊び) ・赤い羽根募金、日赤募金への協力・ふくしっ子サマーキャンプへの参加 ・福祉体験学習の実施(高齢者疑似体験、車いす体験)			
<p>(事業・活動) ※助成金を活用する事業や活動を上記より抜粋してお書き下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・校区内美化清掃活動 ・老人会との交流(昔遊び) ※育てた花をプレゼント			
<p>(ねらい) ※事業・活動の目的・ねらいをお書き下さい。</p> <p>学校区の美化清掃活動の一環として、学級花壇の整備や鉢植え作業を全校生徒で行い、水やり等のお世話をする中で、心の醸成を図る。また、老人会との交流会で昔遊びを行う中で交流を図り、最後に感謝の気持ちを込めて、子ども達が鉢植えで育てた花をプレゼントする予定。</p>			
<p>(事業内容) ※助成金を活用するすべての事業・活動内容を詳しくお書き下さい。</p> <p>『校区内美化清掃活動』</p> <ul style="list-style-type: none">・校区内の通学路と学校周辺のゴミ拾いを行う。・学校内の花壇に花を植え、学校行事の際に気持ち良く来校してもらえるようにする。・プランターに花を植え、校門まえに設置する。・鉢に花を植え育てて、老人会との昔遊び交流時のお礼の品とする。 <p>『老人会との交流(昔遊び)』</p> <ul style="list-style-type: none">・交流会後にメッセージを添えた花をプレゼントする。			
実施予定日	平成30年〇〇月〇〇日～平成 年 月 日		

(記入例)

(別紙2)

平成30年度
福祉活動推進協力校事業収支予算書

学 校 名 : 五島小学校

収入

単位：円

科 目	金 額	摘 要
社協助成金収入	20,000	福祉活動推進協力校助成金
学校負担金	5,000	
その他の収入		
収 入 合 計	25,000	

支出

科 目	金 額	摘 要
消耗品費	8,000	・プランター、鉢代
雑 費	17,000	・花の苗代
支 出 合 計	25,000	

<助成金申請Q & A>

Q. 運動会前に学校花壇の整備を行うという内容で申請できますか？

A. 運動会前に花壇を綺麗にして、地域の方を迎え入れるという内容では、花作りの目的や結果が“交流”ではなく“環境整備”と見受けられますので、対象となりません。運動会に参加した皆さんへのプレゼント用の花を子ども達で作るという内容であれば、申請は可能です。

Q. 助成を受けた金額すべてを花の苗代で使用してもいいのですか？

A. 助成申請の対象となる活動であれば、使用は問題ありません。

収入・支出科目一覧

(収 入)

科 目	含まれる内容
社協助成金収入	社会福祉協議会からの助成金収入です。
負 担 金	町内会側で負担した金額です。
その他の収入	上記以外の収入です。 例) 預金利子、他の補助金等

(支 出) ※福祉活動の推進が目的で支出された費用が前提です。

科 目	含まれる内容
旅費交通費	バス代や車のガソリン代、講師を呼んだ場合の交通費など
賃 借 料	草払機や車の借り上げ、貸切バス等の料金など
諸 謝 金	講師等への謝金など
消 耗 品 費	各種用紙、インクなどの事務用品や花を植えるプランターなど
通 信 運 搬 費	切手代やハガキの購入、メール便など
水 道 光 熱 費	水道・電気・ガスなどの費用
会 議 費	会議時に使用するお茶などの費用
印 刷 製 本 費	パンフレットやチラシなどの作成費用 (専門の会社に頼んだ場合の費用)
食 料 費	飲食にかかる費用 例) 敬老会の食事、草刈り時のお茶・弁当
参 加 費	研修会などへの参加費 例) ふくしっ子サマーキャンプ参加費
燃 料 費	灯油、軽油、混合油などの費用
雑 費	上記以外の費用 例) 花の苗、肥料、土など

※上記の科目に当てはまらないものがありましたら、社会福祉協議会までご相談ください。